

広島県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年七月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

高根島線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧				
一〇・〇〇 一六・六〇	二・二〇〇 九・四〇 一〇・〇〇 一六・六〇			七二八・〇〇 六五六・〇〇 七二八・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 六五六・〇〇 メートル
尾道市瀬戸田町大字高根字原四八八番一地 先から 尾道市瀬戸田町大字高根字大畝谷一七七番 一地先まで					